



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 水野 進
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

債務免除等の金融支援による特別利益の計上 並びに時効期限到来による債務免除に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日付で一部債権者から債務免除を受けたことにより、特別利益を計上することとなりましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 債務免除等の金融支援を受けるに至った経緯

当社は、平成 26 年 8 月 20 日付「当社株式の「債務超過」の猶予期間入りに関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、平成 26 年 5 月期末において 743,608 千円（株主資本）の債務超過となり、東京証券取引所における有価証券上場規程第 601 条第 1 項第 5 号本文（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。当社の株式は、その猶予期間として、平成 26 年 5 月 21 日から平成 27 年 5 月 20 日までに債務超過を解消出来ない場合は上場廃止となります。

その方策として、当社は平成 27 年 5 月 1 日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の上場廃止回避及び存続性の観点から、当期末である平成 27 年 5 月 20 日までに債務免除をして頂くことで協議を続けておりました。その結果として、一部の債権者から債務免除についての合意を締結することが出来ました。

2. 負債総額（平成 26 年 5 月 20 日現在）

2,687 百万円（連結）

3. 債務免除の概要

①債権者 蓮見 和也（弁護士）

- ・免除を受ける債務の内容
借入金及び利息（122,595 千円）

②債権者 グローバル・マネジメント・システム(有)

- ・免除を受ける債務の内容
未払金、借入金及び利息（103,999 千円）

③債権者 (株)171 総合研究所

- ・免除を受ける債務の内容
未払金、借入金及び利息（16,822 千円）

4. 上場廃止基準への該当等に関する事項

株式会社東京証券取引所における有価証券上場規程施行規則第 601 条第 6 項第 2 号 c に規定する債務免除の額、債務の総額及び免除の割合は、以下のとおりです。

債権者による債務の免除の額	280,515 千円
最近事業年度の末日の債務の総額 (単体)	2,835,183 千円
最近事業年度の末日の債務の総額に対する債務免除等の額の割合	9.89%

(注) 債務の総額とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものです。

債権者による債務の免除の額には、上記 4 の通り今回債務免除を受けた 243,416 千円の他に、当期末までに債務免除された 37,099 千円が含まれております。

5. 時効期限到来における債務免除について

当社は、上記の債務免除とは別に、一般債権 9,769 千円及び退職金未払金 27,834 千円の合計 37,603 千円が、現時点で消滅時効により債務が消滅していると認識しており、弁護士からもその旨の意見書を入手しております。この消滅時効援用による債務免除益は、平成 27 年 5 月期に計上する予定ですが、その金額については、監査法人による監査の結果、減少する可能性があり、確定次第お知らせします。

6. 今後の見通し

当社は、平成 27 年 5 月 1 日付「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」において、不動産事業における 2 案件が当期中に成立せず、業績予想通りの収益計上が見込めなかった場合には、当期末において約 5 億円程度の債務超過となる見通しとお知らせしておりましたが、その後売上見込に対して未達となったこと、債権の評価等の営業外費用が増加したことにより、上記の前提における債務超過額は増加する見込みであります。

当社としては、上記状況に対して、債務超過解消のために出来る限りの最善をつくし、当該債務免除等の金融支援の額 243,416 千円を特別利益に計上します。加えて、本日付「第三者割当による新株式発行の払込完了に関するお知らせ」にてお知らせしました第三者割当増資による新株式の払込金 299,999 千円の資本増強を実施致しました。

なお、当社は平成 27 年 5 月 20 日期末から、当社の会計監査人による期末会計監査を受けることとなり、平成 27 年 5 月 11 日付「当社子会社(株)Interface における不動産事業第 2 号案件 (北新宿案件) の資金決済の中止並びに売買契約解除に関するお知らせ」にてお知らせしました売却予定先及び仕入予定先の双方と締結した違約金の会計処理・方針についても現時点において会計監査人と協議中であり、更に上記 5 の債務免除益が不確定であること、加えて当社資産、並びに債権の評価等、監査項目は多岐にわたり、現時点では平成 27 年 5 月期の純資産の額については、公表出来るには至っておりません。今後、平成 27 年 5 月期の決算数値については、報告出来るようになった段階で速やかに公表致します。

また、業績予想の修正については、本日付でお知らせしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上